

東京都交通局公共工事前払金取扱要綱

46交総第446号
昭和47年3月31日
改正 15交総第1818号
平成16年1月30日
改正 20交資第1716号
平成21年1月14日
改正 2交資第29号
令和2年4月1日

(通 則)

第1条 東京都交通局契約事務規程（昭和39年交通局規程第15号。以下「規程」という。）による公共工事前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前金払の対象工事)

第2条 規程第52条の2第1項に規定する前金払の対象工事は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項の規定において定める公共工事（以下「工事」という。）とする。

(前金払の率等)

第3条 規程第52条の2第1項に規定する前金払の率等は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 契約金額が36億円未満の場合は、契約金額の10分の3（土木工事、建築工事及び設備工事については、10分の4）とする。ただし3億6千万円を限度とする。
- (2) 契約金額が36億円以上の場合は、契約金額の10分の1とする。

第4条 削 除

(前金払の制限)

第5条 第2条の規定により前金払の対象とされる工事であっても、次の各号に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、局長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- (1) 予定価格が150万円未満の工事

- (2) 支給材料を支給する工事で、第3条第1号の場合は、契約金額に支給材の額を加えた額の10分の3（土木工事、建築工事及び設備工事については、10分の4）以上、また第3条第2号の場合は、契約金額に支給材の額を加えた額の10分の1以上の材料を支給するもの

2 前項に定める場合のほか、局長が予算執行上の都合その他止む得ない理由があると認めるとき又は前払金の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金のは数整理)

第6条 前払金の計算において10万円未満のは数があるときは、そのは数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率等の明示)

第7条 前金払の対象とする工事及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金に関する特約事項)

第8条 前払金を支払う工事の請負契約には、次の各号に掲げる事項を前払金に関する特約として付すものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の使途制限に関すること。

(7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

第9条 前払金の請求は、工事請負契約の締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を当局に提出させたうえで行なわせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の着手時期を別に指定する場合その他局長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第10条 規程第52条の2第2項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、変更後の契約金額に第3条の前払金の率等を適用して算出した前払金額と既に支払済みの前払金額との差額とする。

この場合において、支払済みの前払金額の算出基礎となった前払金の率等が、第3条に掲げる率等を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する前払金額を算出するに際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。

また、前払金を追加払する場合にも、変更後の契約金額が36億円未満である場合は、前払金の合計額は3億6千万円を超えることができないものとする。

2 規程第52条の2第2項の規定により前払金を追加払するときは、第11条の規定による保証契約変更後の保証証書を当局に提出させたうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規程第52条の2第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から局長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限日の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に当該契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

4 規程第52条の2第2項に該当する場合において、残工期が30日未満のときその他局長が必要ないと認めるときは、前払金を追加払せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第11条 規程第52条の2第2項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を当局に提出させるものとする。

2 既定の工期が延長された場合には、局長が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。

3 規程第52条の2第2項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を当局に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第12条 前払金をした工事について、部分払をするときは、規程第53条第2項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

部分払金額＝既済部分の代価×9/10－前払金額×既済部分の代価/契約金額

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第13条 規程第52条の2第3項第1号又は第3号の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規程第52条の2第3項第1号又は第3号の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に当該契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

3 規程第52条の2第3項第2号の規定により前払金を返還させる場合には局長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に当該契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率を

乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の前払)

第14条 2年度以上にわたる工事であっても、第3条第1号の場合は、契約金額の10分の3(土木工事、建築工事及び設備工事については、10分の4)、また第3条第2号の場合は、契約金額の10分の1に相当する額の前払金を支払うものとする。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第15条 債務負担行為を伴う工事であるため、第5条第2項の規定により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、局長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行し、同日以後の入札に係る工事請負契約(入札によらない工事請負契約にあつては、同日以後の締結に係るものとする。)について適用する。

昭和49年4月1日改正(49交総第5号)

昭和49年10月1日改正(49交総第580号)

昭和49年11月15日改正(49交総第702号)

昭和55年4月26日改正(55交総第72号)

(前払金限度額9千万円→1億5千万円)

昭和56年4月1日改正(56交総第39号)

(前払金限度額1億5千万円→2億円)

附 則(昭和61年11月22日改正(61交総第844号))

この要綱は、昭和61年12月1日から施行し、同日以後に規程第5条の規定による入札の公告を行う契約、規程第29条第2項に基づき競争参加者へ指名通知を行う契約又は規程第38条に基づき契約条項その他見積に必要な事項の提示を行う契約について適用する。

平成10年6月10日改正(10交総第460号)

(前払金限度額2億4千万円→3億6千万円)

附 則(平成16年1月30日改正(15交総第1818号))

この要綱は、平成16年2月2日から施行し、同日以後に締結される契約について適用する。

附 則(平成21年1月14日改正(20交資第1716号))

この要綱は、平成21年1月19日(以下「適用日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込み誘引による契約及び規程第38条により見積書を徴して行う契約(以下「公告等による契約」という。)について適用し、適用日前において行われた公告等による契約で適用日以後に入札又は契約締結するものについては、なお、従前の例による。

附 則(令和2年4月1日改正(2交資第29号))

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。